

# 蕨市立小・中学校 熱中症予防方針

## 暑さ指数(WBGT)や気温に基づく対応

【基準値】



暑さ指数  
**WBGT 31**  
気温  
**35℃**

活動場所で  
測定します

- ・**基準値以上**の時間帯は、屋外活動（冷房が効いていない屋内での活動を含む）を行いません。
- ・**基準値未満**でも、湿度や日差し等を考慮し、十分な対策を講じます。
- ・**活動中、基準値に達した場合**には、直ちに活動を中止します。

※県内の暑さ指数（WBGT）情報は、「熱中症警戒アラート」や「熱中症予防情報サイト（環境省）」から入手しています。  
※蕨市の気温情報は、「日本気象協会tenki.jp（<https://tenki.jp/>）」から入手しています。

## 行事等の扱い

### 1 運動会や体育祭、校外活動、部活動の公式試合

やむを得ず実施する場合には、開催時間の短縮やプログラム変更、こまめな休憩や給水時間の確保、冷房の効いた部屋を準備するなど、十分に配慮します。

また、別に主催者がある場合には、必要に応じて、対応を確認・要請します。

### 2 部活動の練習試合

基準値以上となる時間帯は行いません。

### 3 基準値を超える時間帯の移動

冷房の効いた屋内を活動場所とするような場合は、帽子や日傘を使用して移動したり、短時間で移動したりするなど、十分に配慮します。

## 熱中症警戒アラート

### 1 発表基準

県内予測地点のいずれかにおいて、翌日の最高暑さ指数(WBGT)が33以上と予想されたとき。

※当日になり、WBGTが33以上の予想となった場合も該当します。

### 2 発表のタイミング

(1)前日の17時頃 (2)当日の5時頃

### 3 アラートが発表されたら

- (1)情報を全教職員で共有します。
- (2)翌日または当日の教育活動について内容等を検討します。
- (3)活動する時間や場所ごとに暑さ指数(WBGT)や気温を測定し、状況を把握した上で十分な対策を講じます。

蕨市教育委員会策定の「熱中症予防に係る小・中学校の活動方針」に基づいて作成  
参考：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き 令和3年5月 環境省・文科省

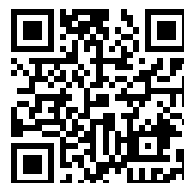
熱中症予防情報サイト（環境省）から入手できる配信サービス



LINEを  
活用した  
情報配信



熱中症警戒アラート  
メール配信



暑さ指数  
メール配信